

I 本マニュアルの目的と経緯

1. 目的

近年、産業構造の変化などに伴う都市の枢要な位置における大規模な低未利用地が発生したことなどにより、市街地内における大規模な都市開発が増加してきている。一方、郊外部においても、商業系を中心として大規模な開発が進みつつある。

このような開発は、規模が大きく、また、交通需要の大きい商業系または業務系の開発であるため、これら地区からの発生集中交通量は著しく大きい。また、これらの開発は、都市の枢要な地区や、多量の広域交通が存在する幹線道路沿道地区等において実施される場合が多く、既にバックグラウンドとして相当の交通需要が存在しているため、さまざまな交通問題を生じる可能性が高い。

これらの問題に対処するためには、個別の開発に先立って、開発に伴う発生集中交通量の予測、既存の交通施設への影響の評価、および必要な交通対策の立案からなる一連の局所的な都市交通計画（以下「関連交通計画」という）を策定し、開発に併せて必要な交通対策を実施することが必要不可欠であるので、計画内容が詳細に決定していない早い段階において検討が行えるよう本マニュアルを策定するものである。

本マニュアルは、今後、都市地域で推進される大規模都市開発計画に対して、

- (1) 大規模都市開発に伴う交通影響の予測
- (2) 大規模都市開発に際しての交通計画の評価

についての指針を示すことにより、開発地区における関連交通計画の策定が促進され、望ましい都市交通実現を図ることを目的として作成するものである。

2. 改訂の経緯

国土交通省は、適切な関連交通計画の策定を推進し、良好な都市交通を実現するため、1989年に本マニュアルの基礎となるマニュアル案を公表した。その後蓄積されたデータに基づいて、随時更新を行ってきている。なお、今後ともデータが蓄積された段階で必要に応じ改訂を行う。

1989年；「大規模開発地区関連交通計画検討マニュアル（案）」の公表

1990年；1回目のマニュアル改訂（事務所・商業施設の発生集中原単位などを提示）

1994年；2回目のマニュアル改訂（事務所の発生集中原単位の見直し）

1999年；3回目のマニュアル改訂（商業施設の発生集中原単位の見直し）

→ 1999年には、マニュアルの「(案)」を外し、公表

2007年；4回目のマニュアル改訂（複合施設の特徴を考慮した予測方法、住宅の予測方法等）

2014年；5回目のマニュアル改訂（事務所の発生集中原単位の見直し、交通手段分担率の適用方法等）

〔備考〕1999年6月；大規模小売店舗立地法にもとづく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（通商産業省告示）